8 4 みんなのダンススペース利用者登録約款

第1条 本約款に同意し、84 みんなのダンススペース(以下「スペース」という。)所定の登録方法において、申し込まれた方(個人および団体)で、橋本商店街協同組合(以下「当組合」という。)が認めた方(個人および団体)を登録者という。団体での申し込みの場合、構成員の中から、当該団体のために責任を持ってスペースを利用する方(以下「代表者」という。)を1人と、別途担当者を1人登録してもらう。登録は1人(1団体)1区分1登録のみとする。

(利用者登録番号の発行と取扱い)

- 第2条 当組合は、登録者に、利用者登録番号(以下「登録番号」 という。)を発行する。
- 2 当組合は、登録番号を所定の方法により登録する。
- 3 登録番号は、登録者以外使用は不可とする。また、登録者は登録番号を善良なる管理者の注意をもって使用し管理する必要がある。登録者が団体の場合、登録番号はその代表者が使用し管理する。
- 4 登録者は他者に登録番号を譲渡、貸与することはできない。 スペースの利用により得た、施設等利用の権利についても同様と する。
- 5 登録番号の使用、管理に際して登録者が前2項および3項に違 反した場合において、その違反に起因して登録番号が不正に利用 されたときは、登録者はその登録番号に因る全ての不利益につい て責任を負うものとする。

(有効期間等)

- 第3条 登録申請され当組合が登録者と認めた日を登録日とし、登録日から3月31日までを有効期間とする。
 - (1) 有効期間の延長はしない。
 - (2) 有効期間が終了してしまった後、登録番号の利用を希望する場合、新たに登録申請を必要とする。

(利用の登録方法等)

- 第4条 スペースを利用しようとする者は、当組合事務所の営業時間内において、事前に利用の登録を行う必要がある。
- 2 利用登録の受付は、所定の登録方法により随時行い、内容に不備が無い場合、最短で 3 営業日以降(土日、祝日の場合はその翌日)に完了通知を行う。ただし、当組合が適当と認めたときはこの限りではない。
- 3 前項の利用登録の受付は、申込みの順序により行うものとする。
- 4 当組合は、スペースの管理上必要があると認める範囲で、前項の登録番号に条件を付することができる。

(施設規則の遵守)

第5条 利用申請した施設の使用にあたっては、当該施設に定められた関係規則に従い、定められた目的以外には使用しないものとする。

(使用料等)

第6条 スペースの利用料は、無料とする。

(利用時間)

- 第7条 スペースの利用時間は、午前10時~午後10時とする。 それ以外の時間帯は歩行者通路となるため登録者はスペースに てダンス等をすることは出来ない。
- 2 スペースの連続利用時間は、1団体1時間を限度とする。ただし、当組合が必要と認めたときはこの限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、当組合が特に必要と認めるときは、 通路の開放時間内で、利用時間を変更することができるものと する。

(登録番号の紛失、盗難)

第8条 登録番号を紛失(その他の事故等も含む)した場合は、登録者は直ちにその旨を当組合に通知しなければならない。

2 前項の手続終了前に他人に登録番号を使用されトラブル等起こった場合、その施設の損害等は登録者の責任となる。

(登録番号の再発行)

第9条 登録番号は原則として再発行を行わない。ただし、当組合が適当と認めた場合はこの限りではない。

(定員)

第 10 条 スペースの定員については、1 区画 25 ㎡スペースは 10 名迄、1 区画 12 ㎡スペースは 5 名迄とする。

(場所等)

第 11 条 スペースの場所は床面に「ミウル」シールのある範囲となる。1 区画 12 ㎡が 1 ヵ所、1 区画 25 ㎡が 3 ヶ所の計 4 ヵ所とする。

(利用の制限)

- 第12条 次の各号のいずれかに該当する場合、登録者が本約款に 違反した場合等、利用が適当ではないと判断した場合には、サー ビスの利用を制限することができるものとする。
 - (1) 公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) 営利目的の利用と認められるとき。
 - (5) 特定の政党の利害若しくは公私の選挙について特定の候補者の利害に関する利用と認められるとき。
 - (6) 特定の宗教又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する 目的の利用と認められるとき。
 - (7) 未就学児の利用と小学生の夜間利用(午後5時以降)について、保護者の付き添いがないと認められるとき。
 - (8) その他管理上支障があると認めたとき。

(届出事項の変更)

- 第13条 登録者は届け出た氏名、住所、電話番号等に変更が生じた場合、遅帯なく登録変更の届出を当組合に提出するものとする。
- 2 前項の届出がないために、当組合からの通知又は送付書類その 他のものが延着し、又は到着しなかった場合は、通常到着すべき ときに登録者に到着したものとみなす。

(登録資格の喪失)

- 第14条 登録者が次のいずれかに該当した場合には、登録者の資格を喪失する。
 - (1) 虚偽の申告をした場合
 - (2) 本約款のいずれかに違反した場合
 - (3) 住所変更の届を怠る等、登録者の責に帰すべき事由により 登録者の所在が不明となり、当組合が登録者への通知・連絡につ いて不能と判断した場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、当組合が登録者として不適格と認めた場合

(損害賠償)

第15条 登録者は、スペースを故意又は過失により損傷し、又は 滅失させたときは、当組合の指示に従い、これを原状に回復し、 又はその損害を賠償しなければならない。ただし、当組合が特別 の理由があると認めたときは、この限りでない。

(約款の変更、承認)

第16条 本約款の変更については当組合が変更内容を公表した後にスペースの利用申請したときは、変更事項を承認したものとみなす。

(その他)

第17条 その他必要な事については別途定める。